

(件名) 精神科強制入院と、そのことにより過去の労働問題の未解決に加え、
弁護士の不法行為に伴う損害の救済について

(陳情の趣旨)

平成18年から、愛知県で就労しておりましたが、求人内容と賃金の不一致があり、また、不利益な変更が行われ労働問題を抱えておりました。

弁護士に相談するものの、受任していただける弁護士もいない状況で、岡崎市の弁護士が訴状等の援助をしていただきましたが、判例が違う文面などもあり、岡崎地裁・名古屋高裁とも棄却されてしまいました。

その後、過度の不眠等から病院にかかる様になり、平成21年7月に鹿児島に帰り中山の病院を受診しました。平成21年7月から、入退院を繰り返すものの、実際とは違う診断をください、服薬強制などを強いられました。次に、谷山の病院においても同様に、実際の症状とは違う診断をください平成28年10月まで入院を強いられておりました。

このような状況も、改正前の精神保健法の医療保護入院制度等に問題がありました。

この事により、過去の不法行為が未解決になり、強制的な入院を強いられたことにより精神的苦痛や損害が生じております。

令和5年3月に至るまで、以下の項目について損害の救済を求めます。

- (1) 平成21年7月～平成28年10月までの強制入院に対する精神的苦痛による慰謝料と損害の救済。
- (2) 平成18年の労働問題及び不法行為の損害救済。

(添付書類省略)